新旧対照表（千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 目次第１章　（略）第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第２条―**第３１条の２**）第３章～第６章　（略）附則　　　第１章（略）第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準第２条～第８条（略）（記録の整備）第９条（略）２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）・（２）（略）（３）第１５条第５項**に規定する**　身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）第２９条第２項**に規定する**　苦情の内容等の記録（５）第３１条第３項**に規定する**　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第１０条～第２２条（略）（緊急時等の対応）第２２条の２　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１１条第１項第２号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。（新設）（施設長の責務）第２３条（略）２　特別養護老人ホームの施設長は、職員に第７条から第９条まで、第１２条から前条まで及び次条から**第３１条の２**までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。第２４条～第２６条（略）**（協力病院等）**第２７条　**特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。**（新設）（新設）（新設）（新設）**２**（略）第２８条～第３１条の２（略）（新設）　　　第３章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準第３２条～第３９条（略）（勤務体制の確保等）第４０条（略）２～４（略）（新設）**５**（略）第４１条（略）（準用）第４２条　第３条から第６条まで、第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２及び第２６条から**第３１条の２**までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第３６条第７項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第４２条において準用する第２９条第２項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第４２条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで、第１２条から前条まで及び次条から**第３１条の２**まで」とあるのは「第３４条及び第３６条から第４１条まで並びに第４２条において準用する第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２及び第２６条から**第３１条の２**まで」と読み替えるものとする。　　　第４章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準第４３条～第４７条（略）（準用）第４８条　第２条から第９条まで、第１２条から第１５条まで、第１７条から第２９条まで**、第３１条及び第３１条の２**の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第４８条において準用する第１５条第５項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第４８条において準用する第２９条第２項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第４８条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで、第１２条から前条まで及び次条から**第３１条の２まで**」とあるのは「第４６条及び第４７条並びに第４８条において準用する第７条から第９条まで、第１２条から第１５条まで、第１７条から第２９条まで**、第３１条及び第３１条の２**　　　」と読み替えるものとする。　　　第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準第４９条～第５１条（略）（準用）第５２条　第３条から第６条まで、第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２、第２６条から第２９条まで、第３１条**、第３１条の２**、第３３条、第３４条、第３６条、第３８条から第４１条まで及び第４７条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第５２条において準用する第３６条第７項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第５２条において準用する第２９条第２項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第５２条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで、第１２条から前条まで及び次条から**第３１条の２まで**」とあるのは「第５１条並びに第５２条において準用する第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２、第２６条から第２９条まで、第３１条**、第３１条の２**、第３４条、第３６条、第３８条から第４１条まで及び第４７条」と読み替えるものとする。以下（略） | 目次第１章　（略）第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第２条―**第３１条の３**）第３章～第６章　（略）附則　　　第１章（略）第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準第２条～第８条（略）（記録の整備）第９条（略）２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）・（２）（略）（３）第１５条第５項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）第２９条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録（５）第３１条第３項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第１０条～第２２条（略）（緊急時等の対応）第２２条の２　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１１条第１項第２号に掲げる医師**及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関**との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。**２　特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。**（施設長の責務）第２３条（略）２　特別養護老人ホームの施設長は、職員に第７条から第９条まで、第１２条から前条まで及び次条から**第３１条の３**までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。第２４条～第２６条（略）**（協力医療機関等）**第２７条　**特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。****（１）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。****（２）当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。****（３）入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。****２　特別養護老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。****３　特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。****４　特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。****５　特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。****６**（略）第２８条～第３１条の２（略）**（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）****第３１条の３****特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。**第３章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基　準第３２条～第３９条（略）（勤務体制の確保等）第４０条（略）２～４（略）**５　ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。****６**（略）第４１条（略）（準用）第４２条　第３条から第６条まで、第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２及び第２６条から**第３１条の３**までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第３６条第７項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第４２条において準用する第２９条第２項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第４２条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで、第１２条から前条まで及び次条から**第３１条の３**まで」とあるのは「第３４条及び第３６条から第４１条まで並びに第４２条において準用する第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２及び第２６条から**第３１条の３**まで」と読み替えるものとする。　　　第４章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準第４３条～第４７条（略）（準用）第４８条　第２条から第９条まで、第１２条から第１５条まで、第１７条から第２９条まで**及び第３１条から第３１条の３まで**の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第４８条において準用する第１５条第５項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第４８条において準用する第２９条第２項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第４８条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで、第１２条から前条まで及び次条から**第３１条の３まで**」とあるのは「第４６条及び第４７条並びに第４８条において準用する第７条から第９条まで、第１２条から第１５条まで、第１７条から第２９条まで**及び第３１条から第３１条の３まで**」と読み替えるものとする。第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準第４９条～第５１条（略）（準用）第５２条　第３条から第６条まで、第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２、第２６条から第２９条まで、第３１条**から第３１条の３まで**、第３３条、第３４条、第３６条、第３８条から第４１条まで及び第４７条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第５２条において準用する第３６条第７項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第５２条において準用する第２９条第２項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第５２条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで、第１２条から前条まで及び次条から**第３１条の３まで**」とあるのは「第５１条並びに第５２条において準用する第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２、第２６条から第２９条まで、第３１条**から第３１条の３まで**、第３４条、第３６条、第３８条から第４１条まで及び第４７条」と読み替えるものとする。以下（略） |
|  |  |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。